

遠賀川上流圏域 河川整備計画

平成 23 年 3 月

福 岡 県

目 次

第1章 河川及び圏域の概要	1
1-1 圏域の概要	1
1-2 治水と利水の歴史	18
第2章 河川の現状と課題	19
2-1 治水の現状と課題	19
2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題	21
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	30
3-1 河川整備計画における基本理念	30
3-2 河川整備計画の対象区間	31
3-3 河川整備計画の対象期間	31
3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	33
3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標	34
第4章 河川の整備の実施に関する事項	35
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	35
4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	38
4-3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	39

第1章 河川及び圏域の概要

1-1 圏域の概要

1. 域内河川の状況

遠賀川水系遠賀川は、その源を福岡県嘉麻市馬見山に発して、飯塚盆地を北流しながら途中で穂波川などの支川と合流後、飯塚市街地を貫流して直方平野に入り、その後、田川盆地を貫流してきた彦山川と合流し、さらに犬鳴川などの支川を合わせながら北流し、響灘へと注ぐ幹川流路延長 61km、流域面積 1,026km²の一級水系です。

遠賀川上流圏域(以下「上流圏域」と称する)は、遠賀川水系の左支川庄司川および右支川庄内川合流点より上流域において、遠賀川及び穂波川に流入する県管理河川の流域です。

上流圏域内の県管理河川は、表 1-1 および図 1-1 に示すように遠賀川本川上流区間、遠賀川本川に直接流入する芥田川、千手川、山田川、三緒浦川、熊添川、穂波川、建花寺川、新川、庄司川、椎の木川、庄内川の 11 支川と、これらの河川に流入する山口川、切畑川、大分川、馬敷川、泉河内川、久保百川、内住川、明星寺川、姿川、碓川、鹿毛馬川の 11 支川を合わせた 23 河川があります。

また、上流圏域内の河川は、飯塚市、嘉麻市、桂川町の 2 市 1 町を流れています。

表 1-2 上流圏域内の市町と河川

関係市町名		市町村を流下する河川名(指定区間)
現在	平成 17 年度の合併前	
飯塚市	飯塚市	三緒浦川、熊添川、建花寺川、新川、庄司川、椎の木川、碓川、明星寺川、姿川
	顚田町	庄内川、鹿毛馬川
	庄内町	庄内川
	穂波町	泉河内川、久保百川、内住川、明星寺川、姿川、碓川
	筑穂町	穂波川、山口川、切畑川、大分川、馬敷川、内住川
桂川町	桂川町	穂波川、馬敷川、泉河内川、碓川
嘉麻市	稲築町	千手川、山田川
	山田市	山田川
	碓井町	千手川、芥田川
	嘉穂町	遠賀川、芥田川、千手川、泉河内川
小竹町	小竹町	庄内川
筑前町	夜須町	穂波川

注) 飯塚市は平成 18 年 3 月 26 日、嘉麻市は平成 18 年 3 月 27 日合併

表1-1 遠賀川上流圏域河川(指定区間)諸元

河川名		河川区間		指定区間 延長(km)
		始点	終点	
1	おんががわ 遠賀川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字桑野字塔ノ原2212番地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字桑野字仏道3519番1地先	遠賀川直轄上流端 (火渡橋)	8.5
2	あくただがわ 芥田川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字千手字小水1504番1地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字千手字一丁五反489番1地先	遠賀川合流点	4.3
3	せんずがわ 千手川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字大力字長坂902番1地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字大力字野鳥799番1地先	遠賀川合流点	10.4
4	やまだがわ 山田川	左岸: 山田市大字熊ヶ畑字清藤2049番1地先 右岸: 山田市大字熊ヶ畑字清藤2050番1地先	遠賀川合流点	11.9
5	みおうらがわ 三緒浦川	左岸: 飯塚市大字柏ノ森字境出675番地先 右岸: 飯塚市大字課柏ノ森字字頭711番1地先	遠賀川合流点	0.4
6	くまぞえがわ 熊添川	左岸: 飯塚市菰田西1丁目256番6地先 右岸: 飯塚市菰田西1丁目250番4地先	遠賀川合流点	1.2
7	ほなみがわ 穂波川	左岸: 朝倉郡夜須町大字三ヶ山字オシキノ1238番地先 右岸: 朝倉郡夜須町大字櫛木字森の下628番地先	穂波川直轄上流端	17.2
8	やまぐちがわ 山口川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字山口字地藏原1508番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字山口字米ノ山1254番地先	穂波川合流点	5.8
9	きはたがわ 切畑川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字砂原133番地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字砂原132番地先	大分川合流点	1.5
10	だいぶがわ 大分川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字大分字小河内2671番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字大分字小河内2655番地先	馬敷川合流点	5.8
11	ましき がわ 馬敷川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字馬敷字松葉848番地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字馬敷字山神田861番3地先	穂波川合流点	5.6
12	いずみごうち がわ 泉河内川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字泉河内字砂原627番1地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字泉河内字畑田625番1地先	穂波川合流点	9.7
13	くぼしろがわ 久保白川	左岸: 嘉穂郡穂波町大字久保白字カリ又344番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字久保白字城ノ山287番6地先	内住川合流点	2.0
14	ないじゅがわ 内住川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字九朗丸1544番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字川原1540番地先	穂波川合流点	8.6
15	みょうじょうがわ 明星寺川	左岸: 飯塚市大字潤野字寺田862番1地先 右岸: 飯塚市大字潤野字卯田43番2地先	穂波川合流点	1.9
16	すがたがわ 姿川	左岸: 飯塚市大字潤野字六田87番1地先 右岸: 嘉穂郡穂波町大字小正字大坪676番地先	明星寺川合流点	1.0
17	いづめがわ 碓川	左岸: 嘉穂郡桂川町大字吉隈字小堤211番1地先 右岸: 嘉穂郡桂川町大字吉隈字小淵210番1地先	穂波川合流点	5.6
18	けんぜいじがわ 建花寺川	左岸: 飯塚市大字建花寺字蓮上寺1341番1地先 右岸: 飯塚市大字建花寺字タタラ479番1地先	遠賀川合流点	7.2
19	しんかわ 新川	左岸: 飯塚市新立岩2049番1地先 右岸: 飯塚市新立岩920番3地先	遠賀川合流点	1.4
20	しょうしがわ 庄司川	左岸: 飯塚市大字庄司字高柳338番8地先 右岸: 飯塚市大字庄司字中角278番地先	遠賀川合流点	2.6
21	しい きがわ 椎の木川	左岸: 飯塚市大字鯉田字伏原1996番1地先 右岸: 飯塚市大字鯉田字井渡1618番9地先	遠賀川合流点	1.6
22	しょうないがわ 庄内川	左岸: 嘉穂郡庄内町大字高倉字土手ノ内463番7地先 右岸: 嘉穂郡庄内町大字高倉字野中508番47地先	遠賀川合流点	15.8
23	かけのうまがわ 鹿毛馬川	左岸: 嘉穂郡頼田町大字鹿毛馬字平石116番1地先 右岸: 嘉穂郡頼田町大字鹿毛馬字平石104番1地先	庄内川合流点	2.9

注) 始点の住所は平成17年度合併前の住所である。

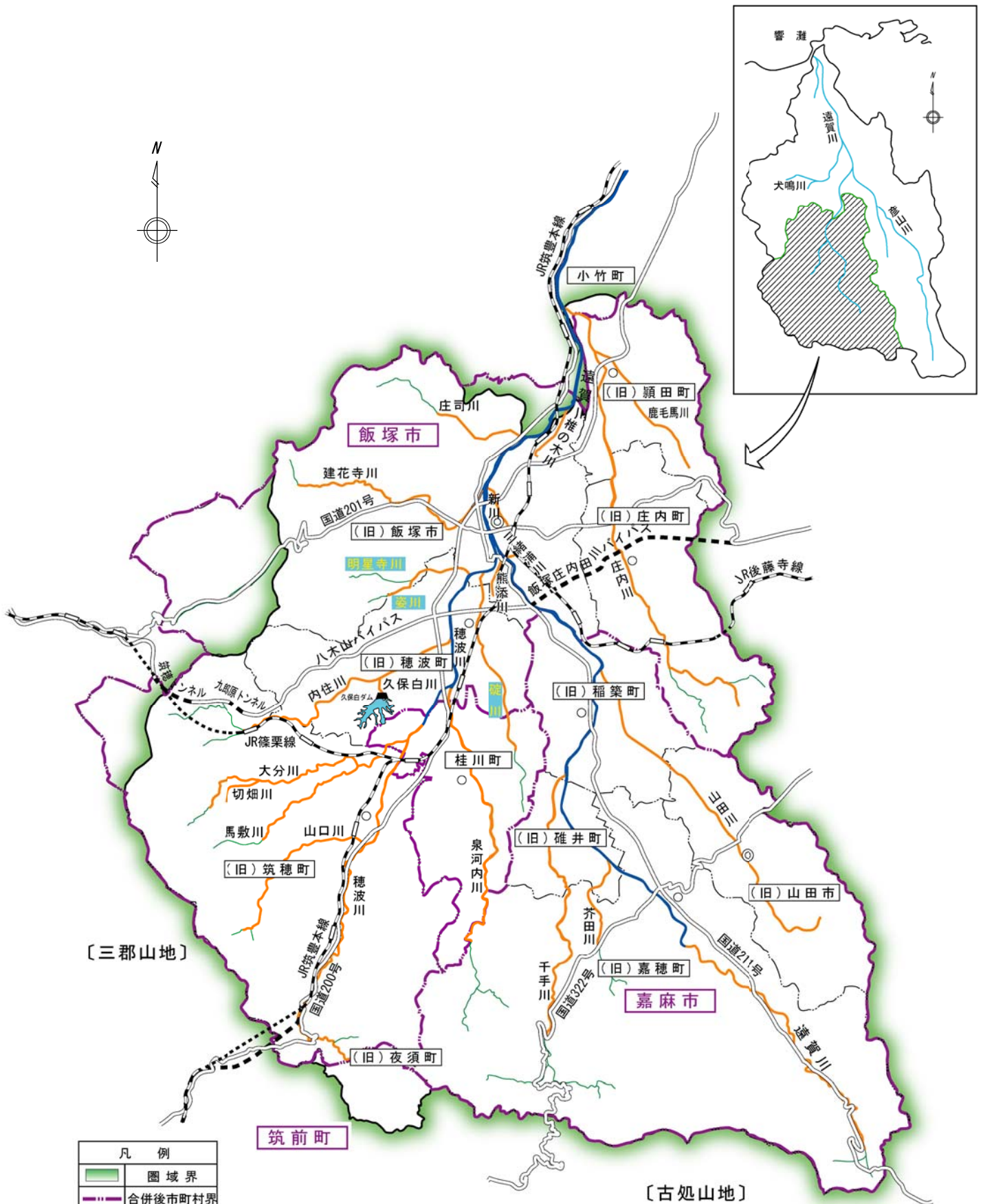


図1-1 位置図

※ 黄文字の河川は後述する河川整備の施行河川である。

1 : 150,000
150m 0 150 300 450 600

2. 河川の概要

(1) 遠賀川

遠賀川は、その源を嘉麻市(嘉穂町)の馬見山に発して、北方向へ流下しながら多くの支川と合流し、最終的には響灘へと注ぐ一級河川です。河川のほとんどの区間は国が管理を行う直轄区間ですが、嘉麻市の火渡橋から上流 8.5km の区間は県が管理を行う指定区間です。県管理区間流域のほとんどが山林で、河川沿いに開けた土地は住宅地や耕作地として利用されています。



遠賀川

(2) 芥田川

芥田川は嘉麻市(嘉穂町)の中心付近に端を発し、北方向へ流下して国道 322 号を横断し、嘉麻市(碓井町)で遠賀川左岸へ流入します。その流域は、緩やかな丘陵が広がり、スギやヒノキの植林地の他に、果樹園としても利用されています。また、河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



芥田川

(3) 千手川

千手川は、筑後川^{ちくごがわ}県立自然公園北側の境界付近に端を発し、嘉麻市(嘉穂町)を北方向へ流下した後、嘉麻市(碓井町)を縦断して、嘉麻市(稲築町)に入るとすぐに遠賀川左岸へ流入します。その流域の上流部は、ほとんどが山林で、河川は深い谷底を流れています。国道 322 号を越えると、やや両岸が開けて耕作地が広がっています。嘉麻市(碓井町)に入ると、住宅地として利用されている土地も広く見られます。



千手川

注) ()書は平成 17 年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

(4) 山田川

山田川は嘉麻市(山田市)^{たがわぐんかわさきまち}と田川郡川崎町との境界となる熊ヶ畑山^{くまがはたやま}付近に端を発し、北西方向へ流下して、嘉麻市(稲築町)で遠賀川右岸へ流入します。その流域の上流部は山田市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。下流部の河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



山田川

(5) 三緒浦川

三緒浦川は飯塚市街地を流れる小規模な河川で、指定区間は学頭排水機場^{がくとう}から遠賀川合流点までの区間です。その流域には、住宅や公共施設などがあり、市街地の中心部からはやや外れているために、耕作地として利用されている土地も見られます。



三緒浦川

(6) 熊添川

熊添川は飯塚市(飯塚市)と飯塚市(穂波町)の境界付近に端を発し、ほぼ JR筑豊本線^{ちくほうほんせん}に沿って北方向へ流下し、遠賀川左岸へ流入します。合流点には菰田排水機場^{こもだ}が設置されています。指定区間のほぼ全域が、両岸ともコンクリート護岸で整備されています。その流域は市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。



熊添川

注) ()書は平成17年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

(7) 穂波川(二次支川山口川を併せて記述)

穂波川は筑前町^{ちくぜんまち}の北東部に端を発し、飯塚市(筑穂町)を北方向へ流下した後、桂川町と飯塚市(穂波町)を経過して、飯塚市(飯塚市)で遠賀川左岸へ流入します。下流部は直轄区間で、指定区間は 6km 付近から上流で、飯塚市(筑穂町)と筑前町の境界までの 17.2km の区間です。

山口川は飯塚市(筑穂町)と筑紫野市^{ちくしのし}との境界付近に端を発し、飯塚市(筑穂町)を北東方向へ流下した後、国道 200 号を横断してすぐに穂波川左岸へ流入します。

流域の上流部は、ほとんどが山林でスギ・ヒノキ植林が最も広い面積を占めますが、落葉広葉樹林のコナラ林も比較的まとまって見られます。

下流部の河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



穂波川



山口川

(8) 泉河内川

泉河内川は飯塚市(嘉穂町)西部に端を発し、北方向へ流下し、桂川町を縦断した後、飯塚市(穂波町)に入ってすぐに穂波川右岸へ流入します。流域の上流部は、ほとんどが山林で、河川沿いの開けた土地に耕作地や草地が見られます。下流部の平坦な土地は、桂川町の市街地が発達しており、住宅や商業施設が多く見られる他、工場等も点在しています。



泉河内川

注) () 書は平成 17 年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

(9)馬敷川(三次支川大分川、四次支川切畑川を併せて記述)

馬敷川は三郡山^{さんぐんさん}の山腹に端を発し、大分川と合流した後に桂川町に入り、穂波川左岸へ流入します。

大分川も三郡山の山腹に端を発し、途中で切畑川と合流した後、飯塚市(筑穂町)を東方向へ流下して、馬敷川左岸へ流入します。

流域の上流部は主に山林で、スギ・ヒノキ植林の他、アカマツ林やコナラ林も比較的広い範囲に見られます。下流部の平坦な土地は、主に水田として利用されています。



馬敷川



切畑川



大分川

(10)内住川(三次支川久保白川を併せて記述)

内住川は飯塚市(筑穂町)と宇美町^{うみまち}の境界付近に端を発し、北東方向へ流下した後、飯塚市(穂波町)へ入り、国道200号を横断して穂波川左岸へ流入します。

久保白ダムのある久保白川は飯塚市(筑穂町)のほぼ中央で内住川へ流入します。

流域の上流部は、主に山林で、スギ・ヒノキ植林の他、アカマツ林やコナラ林も比較的広い範囲に見られます。下流部の平坦な土地は、住宅地や水田を主とする耕作地として利用されており、周辺の丘陵地にはコナラ林の他、果樹園として利用されている土地も見られます。



内住川



久保白川

注) ()書は平成17年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

(11) 明星寺川(三次支川姿川を併せて記述)

明星寺川は飯塚市街地の南西部の山麓に端を発し、飯塚市街地へ向かって東方向へ流下し、穂波川左岸へ流入します。合流点には^{みょうじょうじ がわ はいすいきじょう}明星寺川排水機場が設置されています。

姿川は飯塚市明星寺地区の姿溜池に端を発し、嘉穂高等学校の西側で明星寺川右岸へ流入します。

これらの流域はほとんどが平坦地で、上流部は主に水田として利用されており、下流部は飯塚市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。



明星寺川



姿川

(12) 碓川

碓川は桂川町と嘉麻市(碓井町)の境界付近に端を発し、飯塚市(穂波町)の東部を北方向へ流下し、飯塚市に入ってすぐに穂波川右岸へ流入します。その流域はほとんどが平坦地であり、中上流部に田畑が点在するものの広く開発が進み、住宅や商業施設の他、多くの工場が見られます。また、かつては大規模な炭坑が多数操業されていたため、ボタ山が点在しています。



碓川

注) () 書は平成 17 年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

(13) 建花寺川

建花寺川は飯塚市と宮若市(若宮町)の境界付近の八木山山中に端を発し、飯塚市を東方向へ流下して、遠賀川左岸に流入します。

その流域の上流部は山林で、山腹から中流部の平坦な土地は主に水田として利用されており、下流部は飯塚市街地です。



建花寺川

(14) 新川

新川は飯塚市街地を流れ、遠賀川右岸に流入する小規模な河川です。指定区間は国道 201 号と交差する福本橋から遠賀川合流点までの区間です。合流点には殿浦排水機場が設置されています。その流域は飯塚市街地の中心部であり、住宅や商業施設の他、市役所や県の総合庁舎等も位置しています。



新川

(15) 庄司川

庄司川は飯塚市北部笠置山に端を発し、平坦な水田地帯を流下した後、国道 211 号を横断して、遠賀川左岸に流入します。合流点には庄司川排水機場が設置されています。その流域の上流部は山林で、中下流部の平坦な土地は主に水田で利用され、周辺に住宅地が広がっています。



庄司川

注) () 書は平成 17 年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

(16) 椎の木川

椎の木川は飯塚市(飯塚市)北東部を流れ、JR 筑豊本線の^{なますたてつどうきょう}鯉田鉄道橋直下で、遠賀川右岸に流入する小規模な河川です。合流点には^{なます た}鯉田排水機場が設置されています。その流域は、平坦な土地であるため、住宅や耕作地として利用されています。



椎の木川

(17) 庄内川

庄内川は飯塚市(庄内町)の南部で田川市との境界となる^{かなくにやま}金国山に端を発し、北方向へ流下し、小竹町に入るとすぐに、遠賀川右岸へ流入します。その流域の上流部は、丘陵地が広がり、ゴルフ場としての利用があり、下流部の平坦な土地は住宅地や耕作地として利用されています。



庄内川

(18) 鹿毛馬川

鹿毛馬川は飯塚市(潁田町)南東部の筑豊緑地に端を発し、北西方向へ流下して国道 200 号を横断した後に、庄内川右岸へ流入します。その流域の上流部は、丘陵地が広がり、下流部は、旧潁田町の市街地になります。



鹿毛馬川

注) ()書は平成 17 年度合併前の旧市町をもとに河川位置状況を説明。

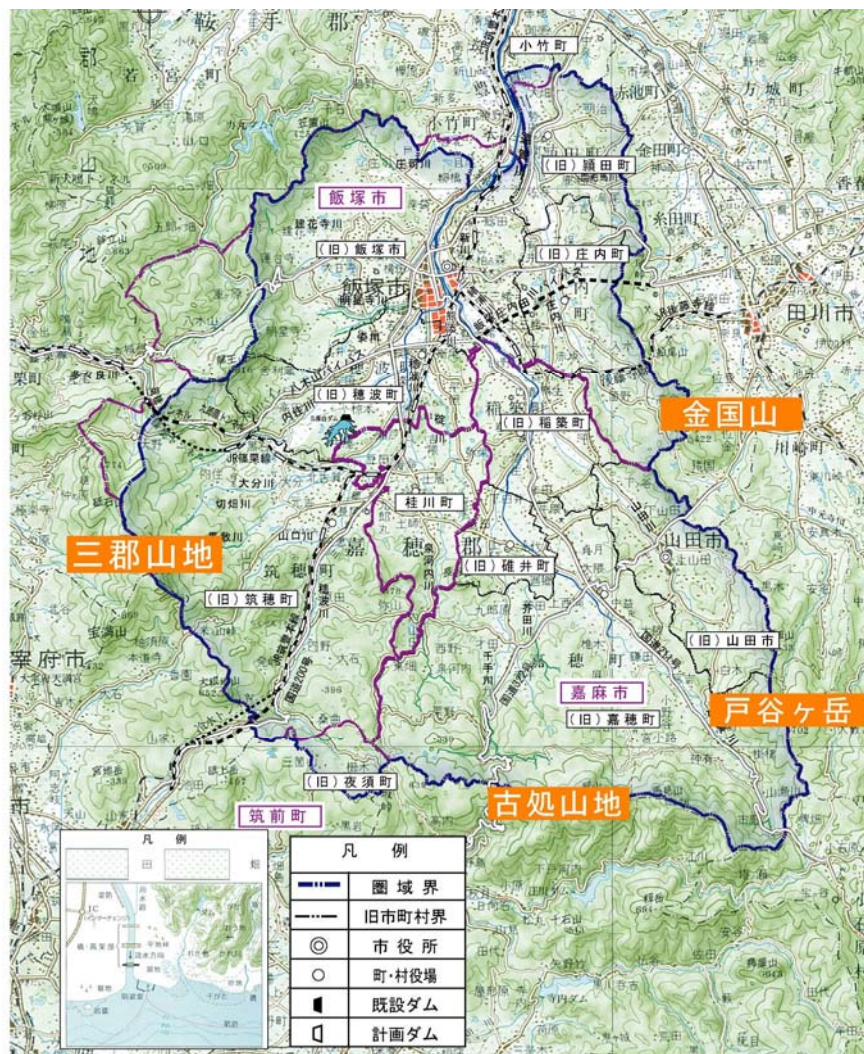
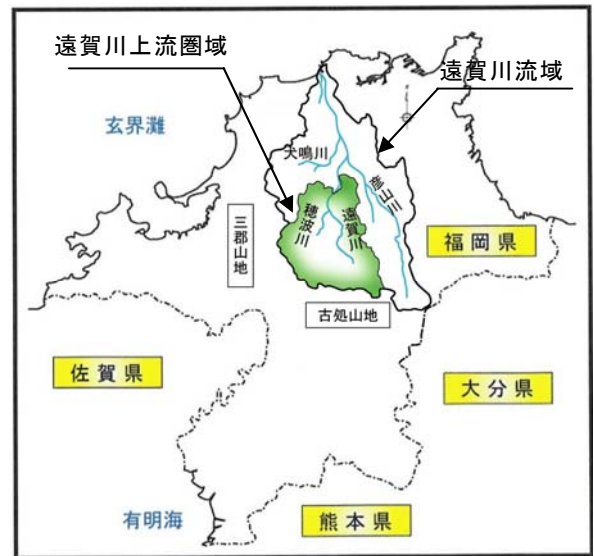
3. 地形・地質

(1) 地形

上流圏域は、福岡県のほぼ中心部に位置し、筑後川県立自然公園が存在する古処山地を境界に筑後川流域に接しています。

上流圏域の地形は、西方の三郡山地、南方の古処山地、東方の彦山川流域を境界とする戸谷ヶ岳、金国山といった山々に囲まれた盆地の中に包含され、海拔約 200m 以上で急傾斜を持つ山地と、それ以下の丘陵地と平地に区分できます。

位置図



「この地図は、国土地理院長発行の20万分の1地形図を使用したものである。」

図1-2 地形図

(2) 地質

上流圏域の地質は、南西部に広がる古処山地・三郡山地に古生代・中生代の古紀岩類の花崗岩等の基盤岩石が見られ、丘陵地を第三紀層(直方層群)が広く覆い、その厚さは、2,000～3,000mに及び、深い位置に石炭層が発達しています。

新生代第三紀の時代は現在よりも気温が高く、北部九州には亜熱帯植物が生い茂っていましたが、地殻変動による地盤沈下に伴い湖や湿地帯が広がり、砂や泥とともに植物の遺骸が多量にたまって泥炭となり、深く埋れた後、長い時間をかけて泥炭が石炭へと変化し、旧山田市から北西方向に炭田が形成されました。

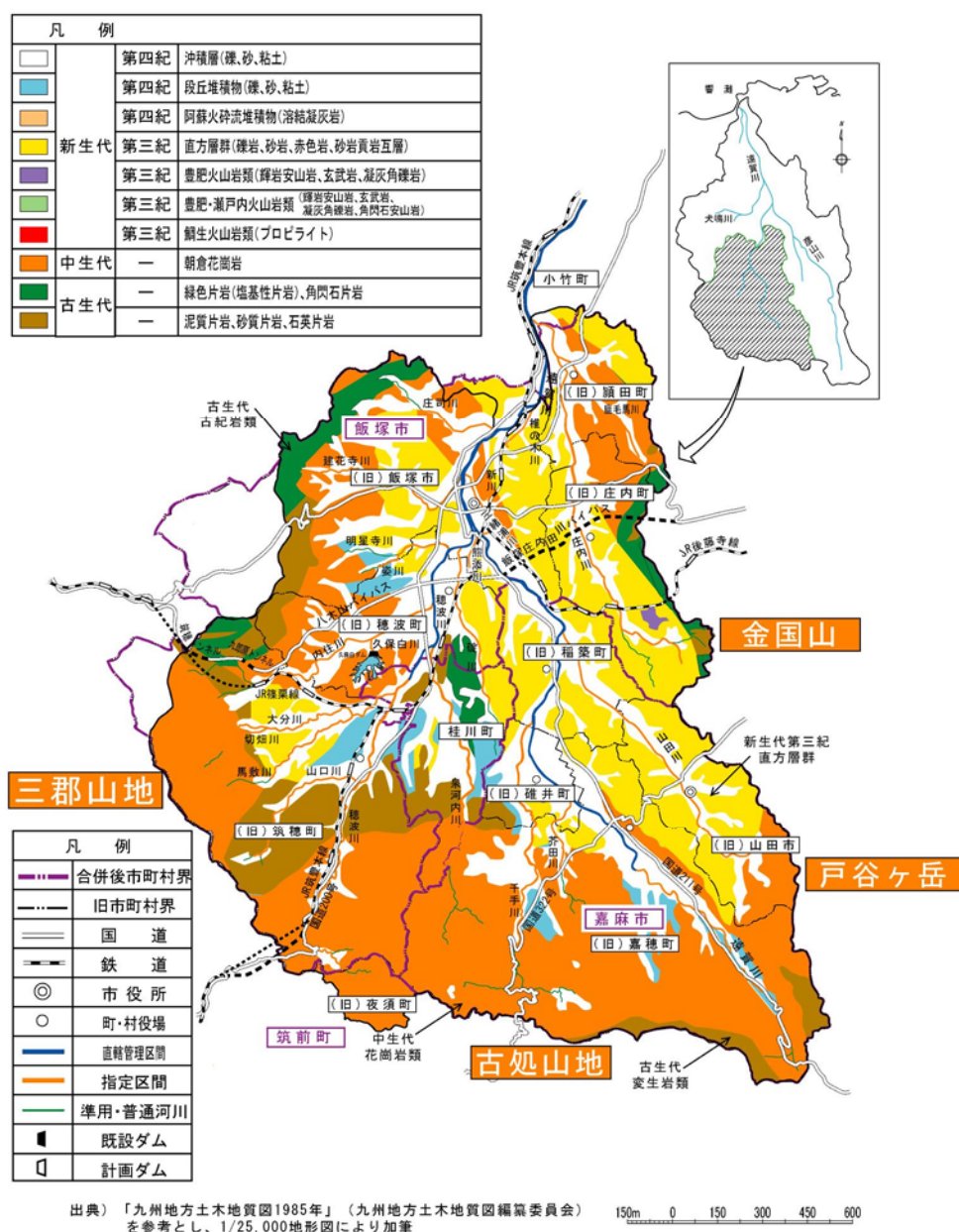


図 1-3 地質平面図

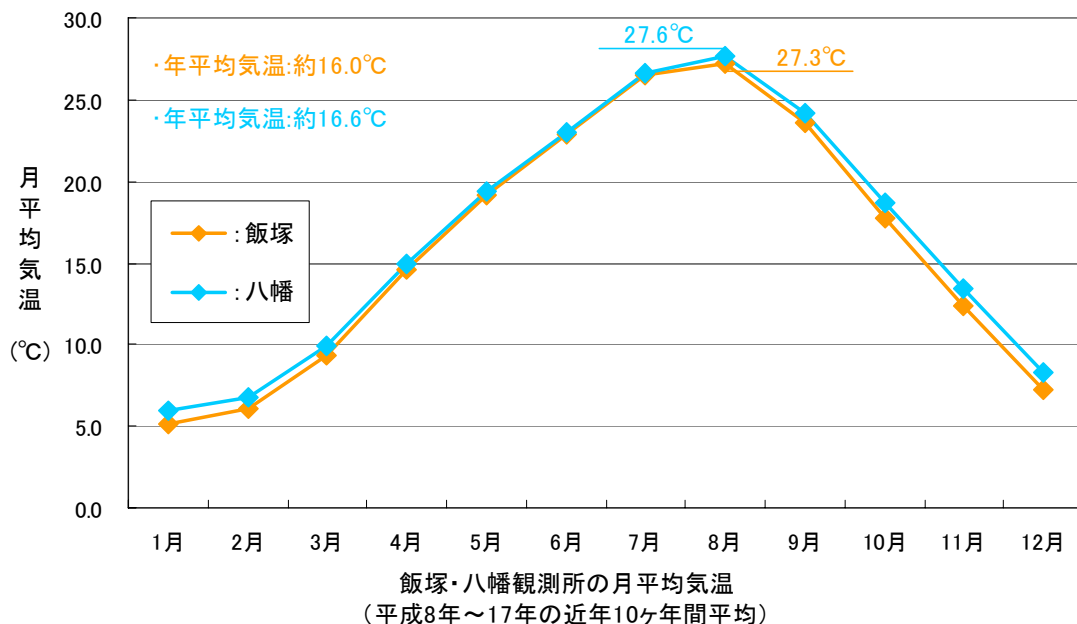
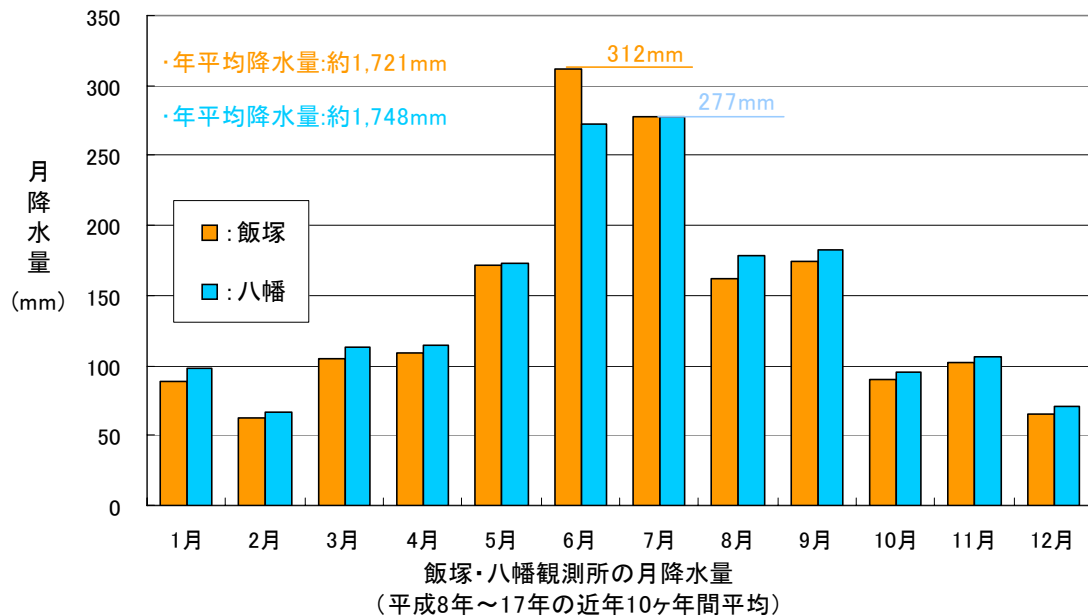
4. 気候

上流圏域は、大陸高気圧から、吹き出す寒気の影響を受ける日本海型気候区に属するものの、筑豊盆地型の内陸性気候を呈しており、地域一帯が盆地であるため昼と夜、また、夏と冬の気温の格差が大きい地域です。

この地域の特徴は、夏季は高温であり、晩秋から初春にかけて霧の発生が著しく、冬季は曇りや雨天の日が多く、北東風の影響を受けて冷え込みが激しく、氷雪、霜の時期が早い盆地特有の気候を示しています。

飯塚市にある飯塚観測所(气象台)における平成8年から平成17年の記録から、年平均気温は約16.0℃、年平均降水量は約1,720mmとなっています。

この地域において年間を通じて降水量を見ると、雨の多い時期は6,7月の梅雨期で、2ヶ月間の降水量は年間降水量の約35%に達しています。



5. 歴史・文化

上流圏域には、歴史や文化、自然に関する観光資源が多くあります。歴史や文化にまつわるものとしては、桂川町の「王塚古墳」や稲築町の「山上憶良万葉歌碑」等が挙げられます。「王塚古墳」は6世紀中頃に作られたと考えられている遠賀川流域最大の前方後円墳で、その内部には、美しい色彩で動物や幾何学模様等が細部にわたって描かれています。このような当時の文化の高さがうかがわれる古墳は、遠賀川流域において古くから稲作が行われ、発達した文化が形成されていたことを裏付けるものです。「山上憶良万葉歌碑」は、筑前の国司となった山上憶良が視察の途中で立ち寄った嘉麻郡で詠んだと言われている歌の碑です。

自然に関する観光資源としては、上流圏域を囲む三郡山地や古処山地などの山々が挙げられます。これらの山には登山道が整備され、多くの登山客が訪れます。

古くから人々の生活と遠賀川との結びつきが深かったことを示すものとしては、嘉穂町の「鮭神社」や「ひと鋤堀」が挙げられます。「鮭神社」は、全国で唯一鮭の名が付く神社であり、遠賀川に鮭が無事に遡ってくれば豊作になるとの言い伝えがこの地域にある事から、神の使いとして鮭を祭っている神社です。「ひと鋤堀」は、江戸時代に医者が、水不足に悩む農民のために嘉麻川（遠賀川）の水をひくために掘ったとされる水路のことです。その際、藩との約束で鋤の幅の分だけしか水路を掘ってはいけないことになっていたそうですが、医者は幅が1mもある鋤を作って水路を掘ったため、立派な水路ができたということです。また飯塚市内にも江戸時代頃まで農業用水として利用されていた五ヶ村用水が残っています。

近代になり、遠賀川流域全体に広がっている筑豊炭田は、明治から大正にかけて日本の石炭の約半数を生産し、日本の近代化に大きく貢献しました。碓川沿川には石炭巻上げ機の台座が飯塚市有形文化財として残されています。

また、明星寺川で行われている七瀬まつり等、圏域内の各地域で昔の風土をしのばせる水神様の祭り行事などもさかんに行われています。



6. 土地利用

上流圏域の土地利用は、平地部と山間部に大きく区分されます。

圏域の約 30%を占める平地部は、飯塚市を中心とした市街地と、その周辺の水田を主とした耕作地により構成されています。各市町の中心として市街地が発達している場所には、多くの行政関連施設や商業施設、住宅などが立地しています。

圏域の約 70%を占める山間部と丘陵地は、農林業を中心とした農山村が形成されており、スギ・ヒノキの植林地が広範囲に見られます。

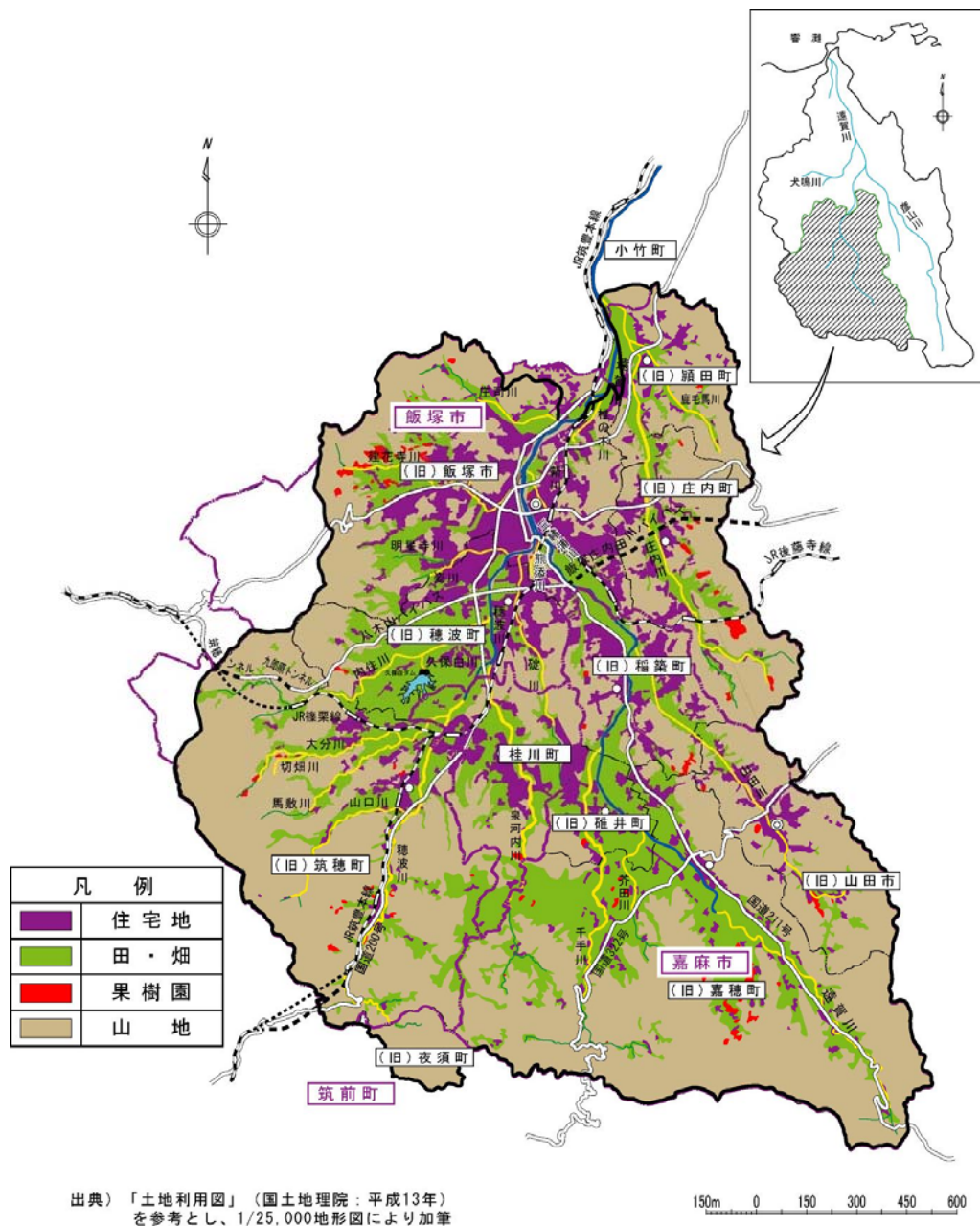


図 1-4 土地利用図

7. 自然公園の指定状況

上流圏域は、外周輪郭を形成する山地を中心として自然環境に恵まれており、2つの県立自然公園の指定を受けているとともに、以下のように鳥獣保護区も指定されています。

表 1-3 自然公園一覧表

種別	公園名	圏域内関係市町村	指定年月日	備考
県立 自然公園	太宰府県立 自然公園	飯塚市	S25.5.13 S53.3.31(変更)	
	筑後川県立 自然公園	嘉麻市	S25.5.13 H4.5.13(変更)	

表 1-4 規制状況一覧表

規制項目	関係法令	圏域内関係市町村
鳥獣保護区	鳥獣保護及び 狩猟に関する法律	飯塚市、嘉麻市



図 1-5 遠賀川上流圏域内 自然公園、鳥獣保護区位置図

8. 人口・産業経済

上流圏域の人口は約 20 万人(平成 17 年現在:国勢調査結果)です。昭和 30 年以降、昭和 50 年までは減少傾向が見られましたが、以降は横ばいが続き、近年再び減少傾向になりつつあります。

この地域は早くから水田地帯として開け、また、かつての石炭を主力エネルギーとした産業構造の時代には、大規模な炭坑が多数操業され、産業発展の原動力となった歴史があります。

昭和 30 年代に入り、国のエネルギー政策の転換によって石炭産業は斜陽化し、これに伴う人口の流出等により、上流圏域の社会経済は一時低迷しました。しかし、近年では各所で大規模な工業団地の整備が行われ、飯塚市では教育関連施設等の誘致が行われています。

交通は、古くは遠賀川が石炭運送のルートとして利用されていましたが、鉄道が発達し、道路が整備されてからは、陸運時代となりました。

上流圏域では交通網の密度は高く、JR 筑豊本線、篠栗線、後藤寺線、一般国道 200 号、201 号、211 号、322 号等が縦横しています。また近年、国道 200 号直方バイパス及び国道 201 号八木山バイパスが完成して、JR 筑豊本線、篠栗線が電化されるなど、福岡都市圏及び北九州都市圏への時間距離が大幅に短縮されました。

表 1-5 上流圏域内の人口の経緯

区 分	面積 (km ²)	人 口												平成17年 の人口密度 (人/km ²)
		大正 9年	昭和 30年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	
飯塚市	71.80	61,918	107,467	104,013	82,042	75,652	75,426	80,288	81,868	83,131	83,411	80,651	79,330	1,105
山田市	22.05	15,569	35,752	30,140	20,235	15,334	14,670	14,856	14,224	13,266	12,680	11,686	11,034	500
嘉穂郡	275.53	117,344	188,830	173,331	128,195	106,280	104,591	108,191	110,984	109,945	109,843	107,502	103,420	375
計	369.38	194,831	332,049	307,484	230,472	197,266	194,687	203,335	207,076	206,342	205,934	199,839	193,784	525

注) 嘉穂郡の内訳:嘉穂町、碓井町、稲築町、筑穂町、桂川町、穂波町、庄内町、潁田町
(合併前市町村の集計)

出典:国勢調査結果

1-2 治水と利水の歴史

遠賀川で明治以前に史実に残る一番古い洪水は、元和 6 年(1620 年)「遠賀川洪水。(水巻町誌)」とあります。さらに、元和 6 年(1620 年)から明治 22 年(1889 年)に至る 270 年間に 68 回の記録があります。

遠賀川の治水事業は、慶長 5 年(1600 年)黒田長政の筑前入国に始まり、浚渫、築堤等が行われました。明治に入ってから、繰り返される洪水による被害に対し、明治 38 年 7 月の大洪水を契機とし、国直轄事業として第 1 期改修工事が着手され、第 1 期改修工事竣工後は、福岡県で維持管理を実施していましたが、昭和 10 年 6 月、昭和 16 年 6 月の洪水の発生などにより、昭和 20 年に再び直轄事業として工事に着手されました。

一方、水利用の面では、地域住民の貴重な水源として極めて重要な役割を担っています。

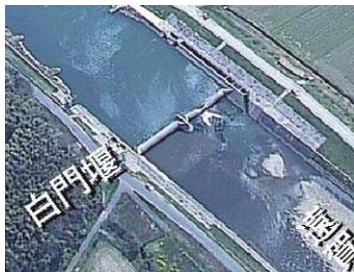
明治中期以前の遠賀川は沿川耕地へのかんがい用水の供給、舟による米や物資の輸送が盛んに行われていました。

明治中期以降～昭和初期にはかんがい用水・上水道用水の供給が行われており、舟による輸送は鉄道輸送へ移行しました。

現在では、かんがい用水・上水道用水・工業用水の水源として広く利用されています。

このため取水堰が各所に設置されています。しかしながら、これらの堰の多くは河道断面を阻害する固定堰であり、洪水時の浸水被害の要因にもなっています。

これに対し、洪水時に流下断面が確保できる可動堰への改築が進められており、平成年間に入ってからでも、直轄区間では一本木堰、白門堰、光代堰、中川原堰、県管理区間では五反坪井堰、仏蔵井堰、春ヶ井手井堰等の改築が実施されています。



白門堰現況写真



光代堰現況写真



中川原堰現況写真

第2章 河川の現状と課題

2-1 治水の現状と課題

上流圏域は、過去に昭和 28 年 6 月、昭和 47 年 7 月、昭和54年6月、昭和55年8月、平成 11 年 6 月、平成 13 年 6 月洪水等の大きな浸水被害を受けております。洪水被害軽減対策として新川、椎の木川、碓川、明星寺川等においては、局所的な改修を実施しました。また、内水被害軽減を目的とした、^{とのうら}殿浦、^{がくとう}学頭、^{なますた}鯉田、^{こもだ}菰田、^{しょうしがわ}庄司川、^{みょうじょうじかわ}明星寺川排水機場が建設されました。しかしながら、平成 15 年 7 月(飯塚の水害)の多大な浸水被害を受けたことから、更なる治水安全度向上のための治水対策を進める必要があります。

また、河道内の土砂堆積等により河道の流下能力が不足する箇所や護岸が老朽化している箇所が見られます。



殿浦排水機場



学頭排水機場

平成 15 年 7 月 19 日 飯塚の水害



飯塚市街部



バスセンター前

表2-1

近年の主要な洪水とその被害

洪水年月日	洪水要因	河川名	水害要因	浸水面積 (ha)	浸水家屋		備考
					床下	床上	
平成7年7月1日 ～4日	豪雨	碓 川	無堤部浸水	0.73	32	3	
		山 田 川	有堤部溢水	0.15	7	0	
平成11年6月28日 ～29日	梅雨前線 豪雨	椎 の 木 川	内水	0.07	8	0	
		新 川	内水	0.03	3	0	
		建 花 寺 川	内水	179.99	38	2	
		穂 波 川	有堤部溢水	2.98	0	0	
		庄 司 川	内水	618.39	44	2	半壊1
		碓 川	有堤部溢水	0.37	0	0	
		明 星 寺 川 計	—	211.02	111	22	
		(徳 前 川)	内水	0.01	1	0	
		(北 明 星 寺 川)	有堤部溢水	4.71	89	9	
		(明 星 寺 川)	内水	206.30	21	13	
平成13年6月19日 ～20日	梅雨前線 豪雨	庄 司 川	内水	5.30	6	0	
		三 緒 浦 川	内水	0.14	4	0	
		庄 内 川	内水	0.01	8	0	
		碓 川	内水	0.13	9	1	
		明 星 寺 川 計	—	1.07	66	16	
		(北 明 星 寺 川)	内水	0.77	47	13	
		(明 星 寺 川)	内水	0.30	19	3	
平成15年7月18日 ～19日	豪雨	明 星 寺 川 計	—	391.88	594	1261	
		明 星 寺 川 (指 定)	無堤部浸水	12.66	101	581	
		明 星 寺 川 (準 用)	無堤部浸水	379.22	493	680	半壊4、全壊流出4
		庄 内 川	有堤部溢水	2.00	18	7	
		椎 の 木 川	無堤部浸水	21.09	59	60	
		新 川	無堤部浸水	44.06	114	139	半壊1、全壊流出1
		建 花 寺 川	無堤部浸水、 内水	59.69	139	268	
		内 住 川	土石流	8.75	3	2	
		馬 敷 川	土石流	9.64	9	2	
		大 分 川	土石流	4.37	3	1	
		熊 添 川	無堤部浸水	11.57	122	118	半壊1
		庄 司 川	無堤部浸水	58.80	116	48	
		碓 川	—	67.00	54	42	町聞き取り

出典) 水害統計より

2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題

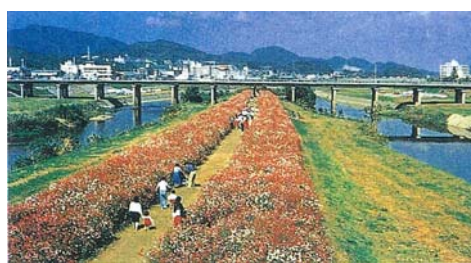
1. 河川利用

遠賀川水系の水源は古くから利用されており、現在もかんがい用水や生活用水として重要な水資源となっています。上流圏域では、かんがい用水、上水道に広く利用されています。近年経験した北部九州の平成6年渇水の時(福岡市で給水制限 295 日間)は、旧飯塚市で9月5日～18日(22時～8時)間の断水に留まり、他市町村では給水制限は行われておりません。

河川空間利用としては、遠賀川と穂波川の合流点付近、チシャノ木堰付近等に河川敷を利用した公園やサイクリング道路が整備され、散策等に利用されています。また、県管理区間の上流では、釣り・水遊びなど河川内の利用が多く見られます。



泉河内川上流写真



遠賀川と穂波川の合流点のコスモス園

2. 河川環境

河川環境としては、千手川、庄内川、碓川のように、比較的川幅が広くて延長が長い河川では、河道内にツルヨシ群落、護岸法面にオギ群落などの河川特有の比較的まとまった群落が形成され、水辺に見られる生物の生息場所や繁殖場所として重要な役割を果たしているものと考えられます。熊添川、明星寺川のように主に市街地を流れる小規模な河川では、高水敷がなく兩岸ともコンクリート護岸で整備されている場所が多く、河道内も植生に乏しく、まとまった群落が見られません。

上流圏域内に生息する主な生物としては、ギンブナ、オイカワ、ドンコ、カワニナ、マシジミ等の魚介類をはじめ、カイツブリ、コサギ、カワセミ等の水辺を利用する鳥類、アマガエル、ヌマガエル等の両生類、クサガメ等の爬虫類、河川敷の草地に営巣するカヤネズミ等の哺乳類、トンボ、バッタ、チョウ類等の昆虫類が挙げられます。これまでの自然環境調査で確認された希少な生物は、表 2-2 に示すとおり様々な種が確認されています。

河川には多くの堰が点在しており、河川生物(魚類)の縦断移動の妨げになる堰も見られます。そこで、遠賀川は平成 6 年 6 月に「魚がのぼりやすい川づくりモデル事業」の三次指定河川となり、これまで堰の魚道設置改善等の事業が鋭意実施されています。

表2-2(1) 圏域内で確認されている希少な動植物（「福岡県レッドデータブック2001」より）

調査項目	種名	確認された場所	環境省 レッドリスト	福岡県 レッドデータブック
植物	アギナシ	嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類
	アサザ	嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類
	ウドカズラ	筑穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	ウメバチソウ	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	オオバシナミズニラ	穂波町	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	オオベニウツギ	嘉穂町	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類
	オオレンシダ	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	オトコシダ	筑穂町	－	絶滅危惧ⅠB類
	カリガネソウ	筑穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	カンラン	筑穂町	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類
	キエビネ	筑穂町	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	キキョウ	飯塚市・穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ギンバイソウ	古処山	－	絶滅危惧ⅠA類
	クサヤツデ	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠB類
	コウライブシ	古処山	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類
	サギソウ	嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類
	サワギキョウ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	シナミズニラ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
	シライトソウ	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	スズサイコ	飯塚市	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	スズムシバナ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	チョウセンスイラン	穂波町・嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	ツクシガシワ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ツクシカンガレイ	穂波町	－	絶滅危惧ⅠB類
	ツゲ(アサマツゲ)	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ツノハシバミ	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	テツカエデ	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	ナチクジャク	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	ノハラテンツキ	古処山	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
	ノヒメユリ	飯塚市	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	ハシドイ	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	ハシリドコロ	嘉穂町	－	準絶滅危惧
	ヒノキシダ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒメナベワリ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒロハテンナンショウ	筑穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	フトヒルムシロ	嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠB類
	ボウラン	嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ホオノカワシダ	筑穂町	－	絶滅危惧ⅠA類
	ホソバオグルマ	潁田町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	ミカワタヌキモ(イトヌキモ)	嘉穂町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
	ミズオオバコ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	ミズトラノオ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
	ムラサキセンブリ	飯塚市・庄内町	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ムラサキベニシダ	筑穂町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
	ムラサキミカキグサ	嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	モウセンゴケ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤナギスブタ	穂波町	－	絶滅危惧ⅠA類
	ヨロイグサ	飯塚市・稲築町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	リンドウ	筑穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ルリミノキ	嘉穂町	－	準絶滅危惧
	ロクオンソウ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類

表2-2(2) 圏域内で確認されている希少な動植物 (「福岡県レッドデータブック2001」より)

調査項目	種名	確認された場所	環境省 レッドリスト	福岡県 レッドデータブック
山林・群落	アカガシ群落	筑穂町	－	緊急性Ⅲ類等
	アカシデーイヌシデ群落	筑穂町・嘉穂町・ 古処山	－	緊急性Ⅲ類等
	コジイ群落	嘉穂町	－	緊急性Ⅲ類等
	スダジイ群落	飯塚市・山田市・ 嘉穂町	－	緊急性Ⅲ類等
	ツゲ群落	嘉穂町・古処山	－	緊急性Ⅳ類等
	ツゲ群落	古処山	－	緊急性Ⅳ類等
	ブナ群落	筑穂町・古処山	－	緊急性Ⅱ類等
	ミヤコザサ群落	嘉穂町・馬見山	－	緊急性Ⅳ類等
	ムクロジ群落	山田市	－	緊急性Ⅳ類等
	モミ群落	屏山	－	緊急性Ⅳ類等
	三郡・宝満山の自然林	筑穂町	－	緊急性Ⅲ類等
鱗翅目	ウラギンズジヒョウモン	古処山	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ウラギンヒョウモン	穂波町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	エゾスジグロシロチョウ	嘉穂町・古処山	－	絶滅危惧Ⅱ類
	エチゴハガタヨトウ	古処山	－	準絶滅危惧
	オオムラサキ	山田市・嘉穂町	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	オナガアゲハ	古処山	－	準絶滅危惧
	コツバメ	古処山	－	絶滅危惧Ⅱ類
	コムラサキ	飯塚市・穂波町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ジャノメチョウ	飯塚市・古処山	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ツマグロキチョウ	飯塚市	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒオドシチョウ	飯塚市・古処山	－	準絶滅危惧
	ヒメキマダラセセリ	山田市・古処山	－	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類 (甲虫類ほか)	フジミドリシジミ	筑穂町・嘉穂町・ 古処山	－	準絶滅危惧
	ミヤマチャバネセセリ	古処山	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ウスイロアカハネムシ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	オオオバボタル	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	オオキノコムシ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	オオチャイロハナムグリ	古処山	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	オオトラフコガネ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	オオマドボタル	飯塚市・古処山	－	絶滅危惧Ⅱ類
	キンイロネクイハムシ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅰ類
	クスベニカミキリ	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	トラフカミキリ	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ニシキンカメムシ	嘉穂町	－	準絶滅危惧
	ヒメヒロウドカミキリ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	フトネクイハムシ	嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅰ類
淡水魚類	ベッコウトンボ	飯塚市	絶滅危惧ⅠA類+絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
	ミドリカミキリ	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ムモンシリグロオオキノコムシ	嘉穂町	－	情報不足
	ヨツボシカミキリ	飯塚市	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	アカザ	遠賀川	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	イシドジョウ	山口川・筑穂町	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	ウナギ	遠賀川	情報不足	準絶滅危惧
	オヤニラミ	千手川	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	カジカ(陸封型)	大分川・筑穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	カゼトゲタナゴ	山田川	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	カネヒラ	遠賀川	－	準絶滅危惧
淡水動物	スジシマドジョウ小型種	内住川	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	スナヤツメ	山口川	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	千手川	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ニッポンバラタナゴ	鹿毛馬川	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマメ	千手川	準絶滅危惧	天然不明
	マミズクラゲ	飯塚市	－	準絶滅危惧

表2-2(3) 圏域内で確認されている希少な動植物（「福岡県レッドデータブック2001」より）

調査項目	種名	確認された場所	環境省 レッドリスト	福岡県 レッドデータブック
陸・淡水産貝類	アメイロギセル	古処山	－	絶滅危惧Ⅰ類
	オキギセル	嘉穂町・古処山	－	準絶滅危惧
	キセルガイモドキ	古処山	－	絶滅危惧Ⅰ類
	ヤマキサゴ	嘉穂町・古処山	－	絶滅危惧Ⅰ類
	ヤマタニシ	古処山	－	準絶滅危惧
両生類	アカハライモリ	飯塚市・筑穂町・ 稲築町・嘉穂町	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	カスミサンショウウオ	飯塚市・潁田町・ 筑穂町・嘉穂町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	トノサマガエル	飯塚市・山田市・ 筑穂町・稲築町・嘉穂町	－	絶滅危惧ⅠB類
	ニホンアカガエル	飯塚市・潁田町・ 庄内町・筑穂町・稲築町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ニホンヒキガエル	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマアカガエル	飯塚市・山田市・ 筑穂町・嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
爬虫類	ニホンイシガメ	飯塚市・稲築町	情報不足	準絶滅危惧
鳥類	アオバズク	飯塚市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	オオヨシキリ	飯塚市・潁田町・ 庄内町・穂波町・桂川町	－	準絶滅危惧
	オオルリ	飯塚市・山田市・ 穂波町	－	準絶滅危惧
	オシドリ	潁田町・穂波町	情報不足	準絶滅危惧
	カササギ	飯塚市・穂波町	－	保全対策依存種
	カンムリカイツブリ	穂波町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	キビタキ	飯塚市・山田市・ 穂波町	－	準絶滅危惧
	ケリ	飯塚市	－	準絶滅危惧
	コマドリ	飯塚市・嘉穂町	－	準絶滅危惧
	サシバ	飯塚市・山田市・ 庄内町・穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	サンコウチョウ	飯塚市・山田市・ 庄内町・嘉穂町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	サンショウクイ	山田市	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ズグロカモメ	飯塚市	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	タカブシギ	潁田町	－	絶滅危惧Ⅱ類
	タマシギ	飯塚市・潁田町・ 穂波町	－	準絶滅危惧
	チュウサギ	潁田町・庄内町・ 穂波町	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	トモエガモ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ハイタカ	飯塚市・庄内町・ 穂波町	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ハチクマ	飯塚市・潁田町・ 嘉穂町	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ハヤブサ	飯塚市・潁田町・ 稲築町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒクイナ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ヘラサギ	穂波町	情報不足	準絶滅危惧
	ヤマドリ	山田市	－	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	穂波町	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類

表2-2(4) 圏域内で確認されている希少な動植物（「福岡県レッドデータブック2001」より）

調査項目	種名	確認された場所	環境省 レッドリスト	福岡県 レッドデータブック
哺乳類	カヤネズミ	遠賀川	－	絶滅危惧
	スミスネズミ	古処山	－	準絶滅危惧
	ハタネズミ	遠賀川	－	準絶滅危惧
	ムササビ	筑穂町	－	準絶滅危惧

注1)環境省レッドリストカテゴリーの定義は以下に示すとおり。

絶滅危惧ⅠA類(CR)	:ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類(EN)	:ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	:絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)	:現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	:評価するだけの情報が不足している種

注2)福岡県版レッドデータブックカテゴリーの定義は以下に示すとおり。

絶滅	:すでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧	:絶滅のおそれのある種
絶滅危惧Ⅰ類	:絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	:ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	:ⅠAほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧Ⅱ類	:絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	:絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、上記ランクのいずれかに移行する可能性のある種
情報不足	:条件によっては絶滅の恐れのある状態に移行し得る属性を持つが、生息状況等の情報が得られていない種
天然不明	:本来天然分布が認められた水域で更に放流や移植が行われ、遺伝子の攪乱が予測される種
保存対策依存	:現在保全対策が継続実施されているが、その保全策が中止された場合に、絶滅の恐れのある状態に移行する可能性のある種

表2-3 平成14年以降の河川環境調査河川表

調査年月	河川名	区間	調査項目						
			魚類	鳥類	植生	底生生物	両生類	爬虫類	哺乳類
各年8月	山口川	宮ノ前井堰～山ノ下井堰	○						
平成16年10月	山口川	宮ノ前井堰～山ノ下井堰				○			
平成17年2月	山口川	宮ノ前井堰～山ノ下井堰				○			
平成16年11月	碓川	県管理区間	○	○	○		○	○	○
平成16年11月	明星寺・姿川	全区間	○	○	○	○		○	
平成18年3月	明星寺・姿川	全区間+計画調節池	○	○	○	○		○	
平成17年2月	鹿毛馬川	正境井堰～小峠橋	○			○			
平成16年5月	内住川	黒石頭首工堰～九朗原井堰	○	○	○	○	○	○	○
平成16年7月	内住川	黒石頭首工堰～九朗原井堰	○	○			○	○	○
平成16年5月	大分川	切畑橋～長谷井堰	○	○	○	○	○	○	○
平成16年7月	大分川	切畑橋～長谷井堰	○	○			○	○	○

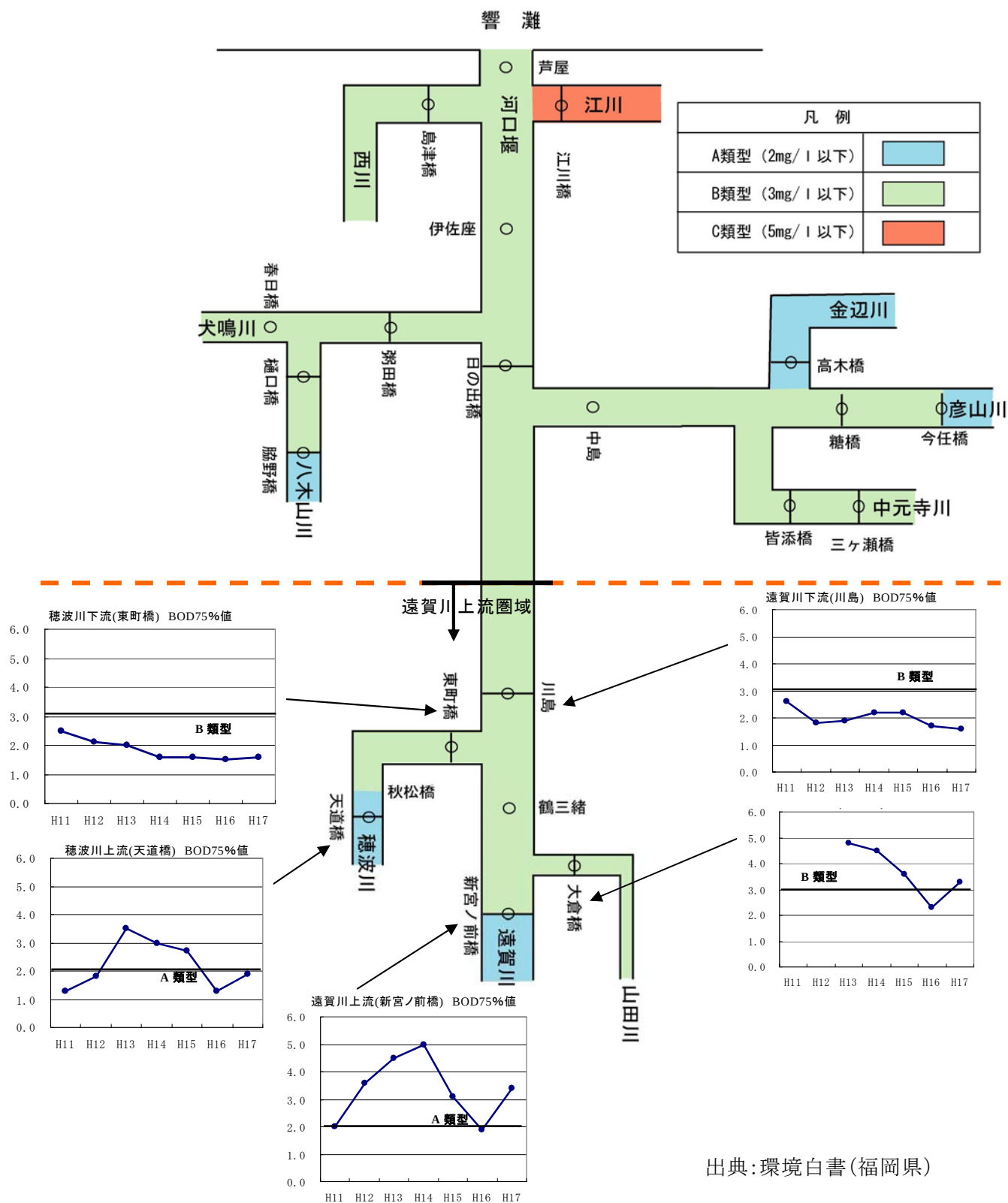
表2-4 平成14年～17年度調査で圏域内で確認されている稀少な動植物 (表2-3に示す河川)

調査項目	種名	河川名	環境省レッドリスト	福岡県(2001年)レッドデータブック
魚介類	ヤリタナゴ	明星寺川・鹿毛馬川	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	カネヒラ	碓川	—	準絶滅危惧
	ドジョウ	明星寺川	—	絶滅危惧Ⅱ類
	メダカ	碓川・鹿毛馬川・大分川	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	モノアラガイ	鹿毛馬川・明星寺川・山口川	準絶滅危惧	—
	オヤニラミ	山口川	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ニッポンバラタナゴ	鹿毛馬川	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	カゼトゲタナゴ	鹿毛馬川	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	スジシマドジョウ(小型類)	鹿毛馬川	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	カジカ	大分川	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
植物	カワヂシャ	明星寺川	準絶滅危惧	準絶滅危惧
哺乳類	カヤネズミ	碓川・大分川	—	絶滅危惧
	ニホンザル	大分川	—	準絶滅危惧
	アナグマ	大分川	—	準絶滅危惧
鳥類	イカルチドリ	内住川	—	絶滅危惧Ⅱ類
	オオルリ	内住川	—	準絶滅危惧
	サシバ	内住川・大分川	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
両生類	アカハライモリ	内住川・大分川	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	トノサマガエル	内住川・大分川	—	絶滅危惧ⅠB類
昆虫類	ツマグロキチョウ	大分川	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類

3. 河川の水質

上流圏域の環境基準の類型指定は、遠賀川と穂波川の上流区間が A 類型 (BOD2mg/l 以下)、その他の区間が B 類型 (BOD3mg/l 以下) に指定されています。

上流圏域内の水質は、遠賀川上流(新宮ノ前橋^{しんみやのまえばし})、山田川(大倉橋^{おおくらばし})、穂波川上流(天道橋^{てんとうばし})などの旧穂波町、旧稲築町で環境基準を上回っている年が見られます。



遠賀川水系は、平成 14 年 7 月に水質及び水量の改善を目標とした清流ルネッサンスⅡの第二次計画対象河川に選定され、流域住民、学識者、行政からなる地域協議会が平成 16 年 3 月に「遠賀川水系環境改善緊急行動計画（遠賀川水系清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質の改善に取り組んでいます。

遠賀川水系清流ルネッサンスⅡの概要

遠賀川は九州の一級河川の中で人口密度が最も高く、都市化が進んだ河川であり、主に家庭排水に起因する水質汚濁が顕著となっています。また、遠賀川水系は流域内で上水として利用されるなど、安全でおいしい水の確保が急務となっています。そこで、清流ルネッサンスⅡにおいては、全河川で環境基準を達成する事を目標とし、下水道整備や河川浄化施設の整備を促進し、流域一体となって河川浄化に向けた住民と行政との協働による水環境の改善を目指します。

対象河川 : 遠賀川水系 74 河川（国県管理区間）

関連市町村 : 北九州市、飯塚市など 7 市 14 町 1 村

計画目標年度 : 平成 24 年度

また、近年では、流域内の NPO 等の環境保全活動が盛んに行われ、行政と協働しての水質改善へ向けた活動も増加しています。

協働した行動の具体例

「I LOVE 遠賀川による流域全体での水環境保全の取組」（飯塚市ほか流域自治体）

遠賀川やその周辺における不法投棄などによる地下水汚染、生活及び工場排水による水質汚濁、河川へのごみのポイ捨てなどをなんとかしようと、飯塚市で端を発した清掃活動が、遠賀川流域全体に広がり、現在では、嘉穂町、穂波町、山田市、直方市、田川市、中間市、芦屋町、遠賀町など流域の約半数の市町村で活動が行われています。



<主な活動内容>

毎年2,000人以上の住民が参加するクリーンキャンペーンにおいて、各市町内や源流で清掃活動を行っています。

また、空き缶やごみ拾いばかりでなく、流域市町村それぞれで、バードウォッチング、青空市場、チャリティーフリーマーケット、水生生物の観察など楽しいイベントも併せて実施し、環境保全への意識高揚を図っています。



注) 市町名は合併前の資料を引用

4. まとめ

上流圏域の河川は、多くの自然環境を残すとともに、古くから地域の人々の生活に密着したものとなっています。しかしながら、水害の防止及び軽減を図り、洪水を安全かつ速やかに流下させるために、コンクリート等による画一的な河川整備が進められてきました。その結果、住民アンケートでも、「人工的に作られた川と感じる」と「人工的な所と自然に近いところがある」と答えた方の割合が全体の 7 割を超え、河川整備と保全のあり方に対しても、全体の 7 割以上の方から「水害対策も大切であるが、自然環境の保全も同じように重視すべきである」との回答がありました。そのため、河川整備を進めるにあたっては、治水安全度の向上が前提ではありますが、河川環境の保全と、多くの人々が親しめる川づくりを両立する必要があります。

また、河川区域内におけるゴミの不法投棄は、治水上の障害となるだけではなく河川環境の悪化をもたらしており、これを抑止するための取組みが必要であります。

水質については、BOD75%値が環境基準を超えている地点が見られることから、それらの地域については地域住民及び関係機関と連携した水質改善に努めるとともに、基準値に適合している地域でも、水質を維持していく努力を継続する必要があります。

〔BOD(生物化学的酸素要求量)〕

水中の微生物が、有機物などの汚濁物質を分解するのに必要な酸素量で、河川の水質汚濁を表す代表的な指標です。

値が大きいほど、汚濁物質の分解に多くの酸素を必要としているので、水が汚れていることを表します。

遠賀川水系の環境基準値は A 類型で 2mg/l 以下、B 類型で 3mg/l 以下です。

〔類型〕

生活環境を保つため環境基準の分類を環境省が示したもので、河川では AA、A、B、C、D から E まで 6 区分に分類されています。遠賀川水系では、遠賀川・金辺川・彦山川・穂波川・八木山川の上流が A 類型、下流にある江川が C 類型、それ以外は B 類型に指定されています。類型の目安は次のとおりです。

＜A 類型＞沈殿ろ過等の通常の浄水操作により上水道として利用する。ヤマメやイワナ等の水産生物が生育できる。

＜B 型類＞前処理等を伴う高度な浄水操作により上水道として利用する。サケやアユ等の水産生物が成育できる。

＜C 型類＞工業用水として利用する。コイやフナ等の水産生物が生育できる。

〔75%値〕

BOD 及び COD の環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態(河川にあつては低水流量以上流量)にあるときの測定値によって判断します。しかし、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち 75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなします。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画における基本理念

上流圏域における河川整備計画の基本理念は、以下の3つの柱のもと、洪水から貴重な生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、うるおいと安らぎのある水辺環境を創造する「河川環境」のバランスをとって、上流圏域の特徴に合わせた川づくりを行っていくこととします。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。

①安全な暮らしの確保

災害に強い川づくり

- ・ 災害に対する備えとして河川改修を実施

②自然と水循環の保全

人と自然にやさしい川づくり

- ・ 河川環境に配慮した多自然川づくりを実施

③豊かな地域との調和

教育の場としての川づくり・人と地域が一体となった川づくり

- ・ 親水性に富んだ川づくりを実施
- ・ 地域住民と行政との連携による、住民参加の川づくりを実施

3-2 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、上流圏域における指定区間とします。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

	対象区間		対象区間 延長(km)
	始点(上流端)	終点(下流端)	
遠賀川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字桑野字塔ノ原2212番地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字桑野字仏道3519番1地先	遠賀川直轄上流端 (火渡橋)	8.5
芥田川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字千手字小水1504番1地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字千手字一丁五反489番1地先	遠賀川合流点	4.3
千手川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字大力字長坂902番1地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字大力字野鳥799番1地先	遠賀川合流点	10.4
山田川	左岸: 山田市大字熊ヶ畑字清藤2049番1地先 右岸: 山田市大字熊ヶ畑字清藤2050番1地先	遠賀川合流点	11.9
三緒浦川	左岸: 飯塚市大字柏ノ森字境出675番地先 右岸: 飯塚市大字課柏ノ森字学頭711番1地先	遠賀川合流点	0.4
熊添川	左岸: 飯塚市菰田西1丁目256番6地先 右岸: 飯塚市菰田西1丁目250番4地先	遠賀川合流点	1.2
穂波川	左岸: 朝倉郡夜須町大字三ヶ山字オシキノ1238番地先 右岸: 朝倉郡夜須町大字櫛木字森の下628番地先	穂波川直轄上流端	17.2
山口川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字山口字地藏原1508番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字山口字米ノ山1254番地先	穂波川合流点	5.8
切畑川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字砂原133番地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字砂原132番地先	大分川合流点	1.5
大分川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字大分字小河内2671番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字大分字小河内2655番地先	馬敷川合流点	5.8
馬敷川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字馬敷字松葉848番地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字馬敷字山神田861番3地先	穂波川合流点	5.6
泉河内川	左岸: 嘉穂郡嘉穂町大字泉河内字砂原627番1地先 右岸: 嘉穂郡嘉穂町大字泉河内字畑田625番1地先	穂波川合流点	9.7
久保白川	左岸: 嘉穂郡穂波町大字久保白字カリ又344番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字久保白字城ノ山287番6地先	内住川合流点	2.0
内住川	左岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字九朗丸1544番1地先 右岸: 嘉穂郡筑穂町大字内住字川原1540番地先	穂波川合流点	8.6
明星寺川	左岸: 飯塚市大字潤野字寺田862番1地先 右岸: 飯塚市大字潤野字卯田43番2地先	穂波川合流点	1.9
姿川	左岸: 飯塚市大字潤野字六田87番1地先 右岸: 嘉穂郡穂波町大字小正字大坪676番地先	明星寺川合流点	1.0
碓川	左岸: 嘉穂郡桂川町大字吉隈字小堤211番1地先 右岸: 嘉穂郡桂川町大字吉隈字小淵210番1地先	穂波川合流点	5.6
建花寺川	左岸: 飯塚市大字建花寺字蓮上寺1341番1地先 右岸: 飯塚市大字建花寺字タタラ479番1地先	遠賀川合流点	7.2
新川	左岸: 飯塚市新立岩2049番1地先 右岸: 飯塚市新立岩920番3地先	遠賀川合流点	1.4
庄司川	左岸: 飯塚市大字庄司字高柳338番8地先 右岸: 飯塚市大字庄司字中角278番地先	遠賀川合流点	2.6
椎の木川	左岸: 飯塚市大字鯉田字伏原1996番1地先 右岸: 飯塚市大字鯉田字井渡1618番9地先	遠賀川合流点	1.6
庄内川	左岸: 嘉穂郡庄内町大字高倉字土手ノ内463番7地先 右岸: 嘉穂郡庄内町大字高倉字野中508番47地先	遠賀川合流点	15.8
鹿毛馬川	左岸: 嘉穂郡頼田町大字鹿毛馬字平石116番1地先 右岸: 嘉穂郡頼田町大字鹿毛馬字平石104番1地先	庄内川合流点	2.9

注) 始点の住所は、平成17年度合併前の住所である。

3-3 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として計画策定時から概ね20年間とします。

なお、本計画は現時点の被害軽減の緊急性から策定するものであり、策定後の状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、必要に応じて、適宜見直しを図ります。

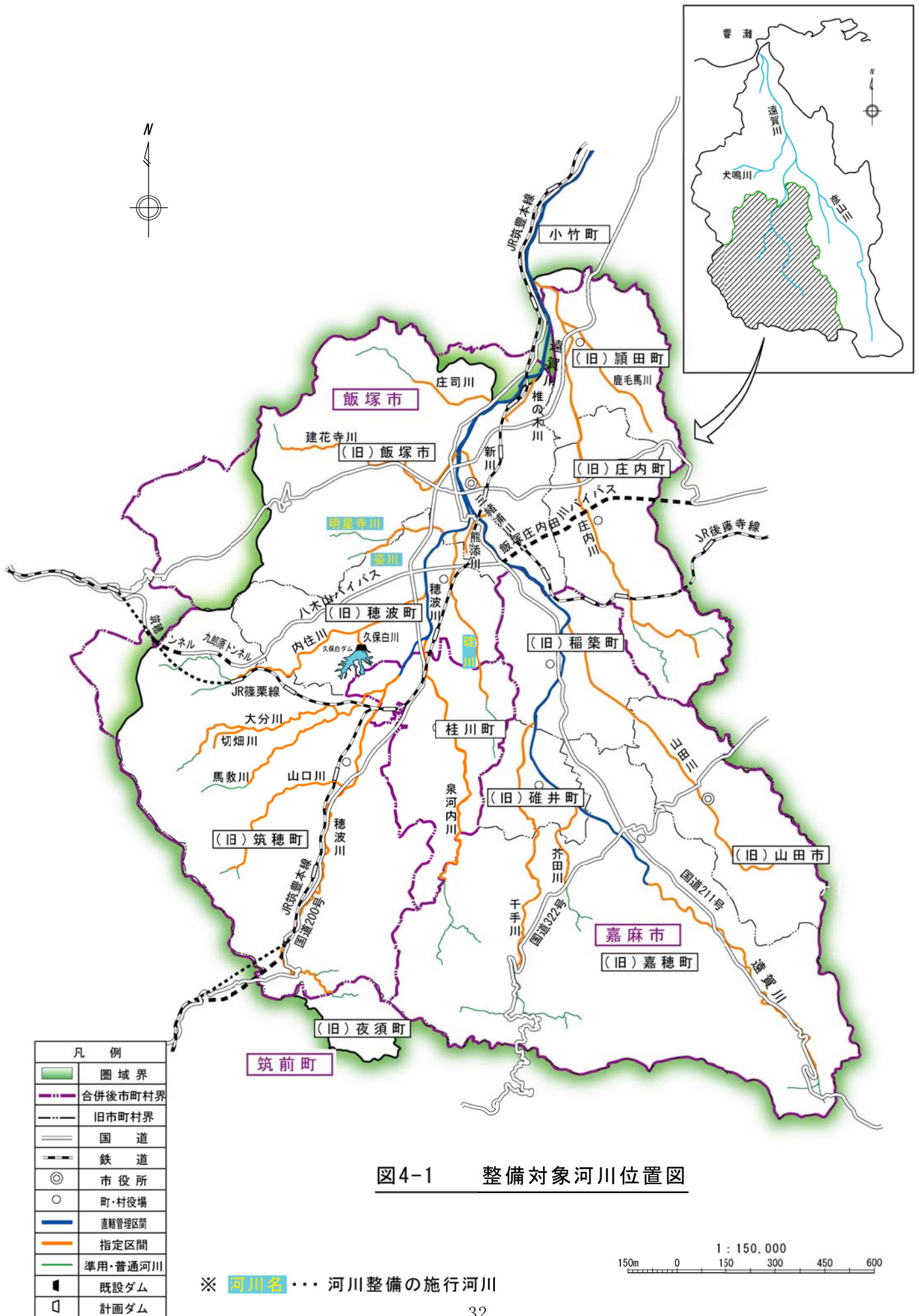


図4-1 整備対象河川位置図

3-4 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

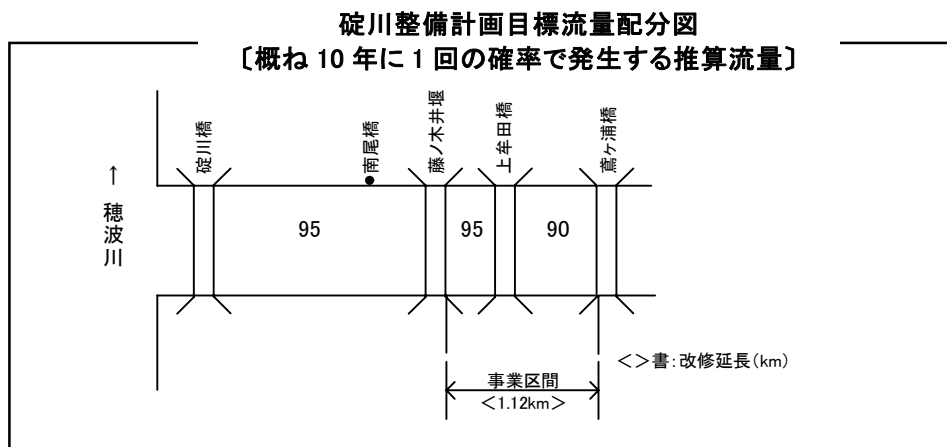
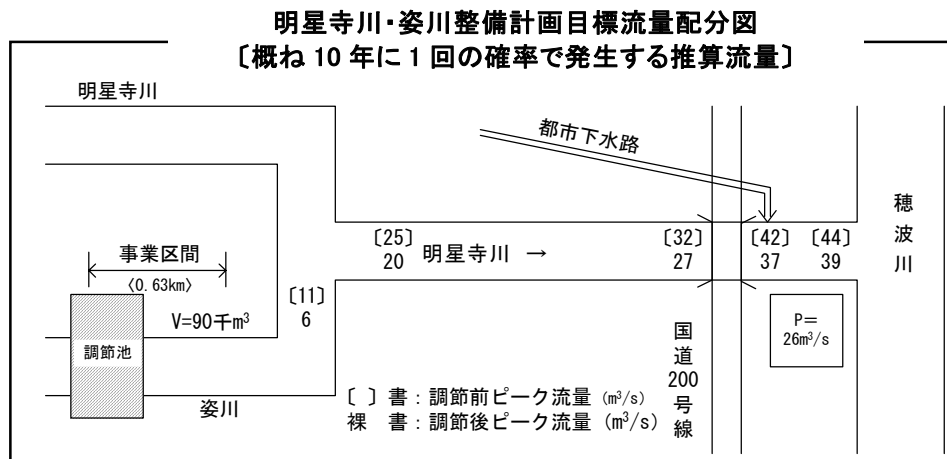
河川整備計画における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、近年の洪水被害の状況や頻度、氾濫した場合の被害の範囲の甚大さ、流域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を勘案して、河川整備を進めます。また、内水対策の必要な河川については、今後も関係機関との調整を行い、整備に努めます。

ここで、本計画では、近年の浸水被害等を考慮した上で明星寺川、姿川と碓川を整備実施河川とします。

明星寺川・姿川は、概ね 10 年に 1 回の確率で発生する洪水を計画高水位以下で流下させ、概ね 20 年に 1 回の確率で発生する洪水に対しては、床上浸水被害を起こさないような整備を目標とします。

碓川は、概ね 10 年に 1 回の確率で発生する洪水を計画高水位以下で流下させ、洪水氾濫を軽減させるような整備を目標とします。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図り、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止軽減を図ります。



3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

上流圏域の河川環境は、山間部の急流森林地帯、水田等が広がる平坦地、人工的な市街地に大別されます。これらの流域には、各環境特性に応じて魚介類をはじめとした多様な生物が生息・生育しています。

また、河川水はかんがい用水や生活用水として利用されており、流域住民にとって必要不可欠なものであり、永続的に健全な河川水の利用が維持されるように、河川管理者、関係機関・団体、地域住民が共同して適正な水管理に努めていく方針です。

上流圏域の自然環境の多様性や自然環境への意識の高い地域の意向に配慮して、環境教育・環境学習の場として活用を図るとともに、治水計画と整合を図りながら、地域の人々の利用、地域に広がる自然環境の保全を考慮した河川整備を実施していくことを目標とします。

- 河川整備にあたっては、河川や周辺の生物の生息・生育環境に配慮するため、多自然川づくりを進めるなど、周辺に広がる山地や田園風景等と調和した景観形成に努めます。
- 河川空間の利用については、川が最も身近な自然とのふれあいの場であることを念頭に、周辺環境に充分配慮し、自然に触れ、親しむことのできる場とするとともに、環境教育・環境学習の場の形成に努めます。
- 水質については、「遠賀川清流ルネッサンスⅡ」に基づいて流域一体となって河川浄化に向けた住民と行政との協働による水環境の改善を目指します。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類

明星寺川は、整備計画目標流量に対して、支川姿川に調節池を新設し、洪水調節により河道内での安全な流下を図ります。

碓川は、整備計画目標流量に対して、河道を拡幅し、河道内での安全な流下を図ります。

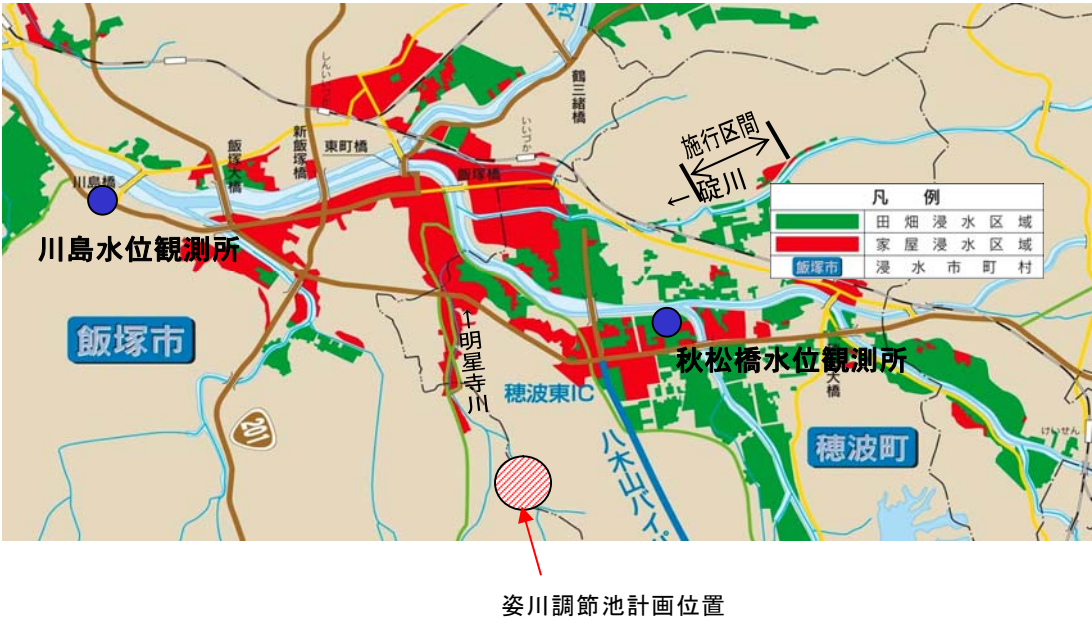
2. 施行の場所

上流圏域内の河道整備は、表 4-1 に示す区間を対象とします。

表 4-1 施行の場所

河 川 名	施行区間
姿 川	市道弁分潤野線～小正調節池
	潤野調節池、小正調節池
碓 川	藤ノ木井堰～鳶ヶ浦橋

■ 平成 15 年 7 月出水被害状況



3. 改修方針

(1) 明星寺川・姿川

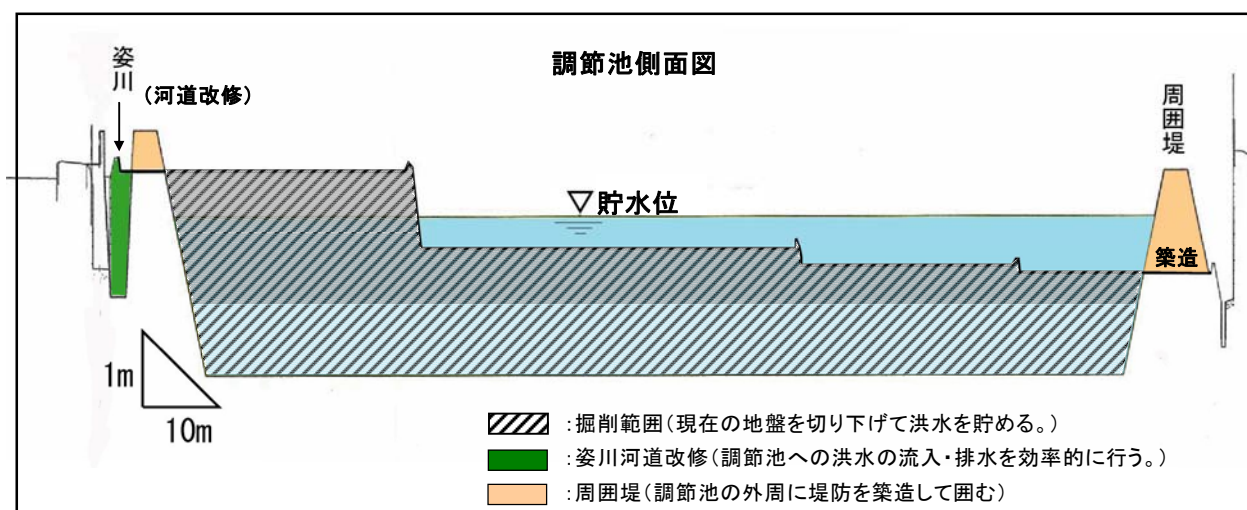
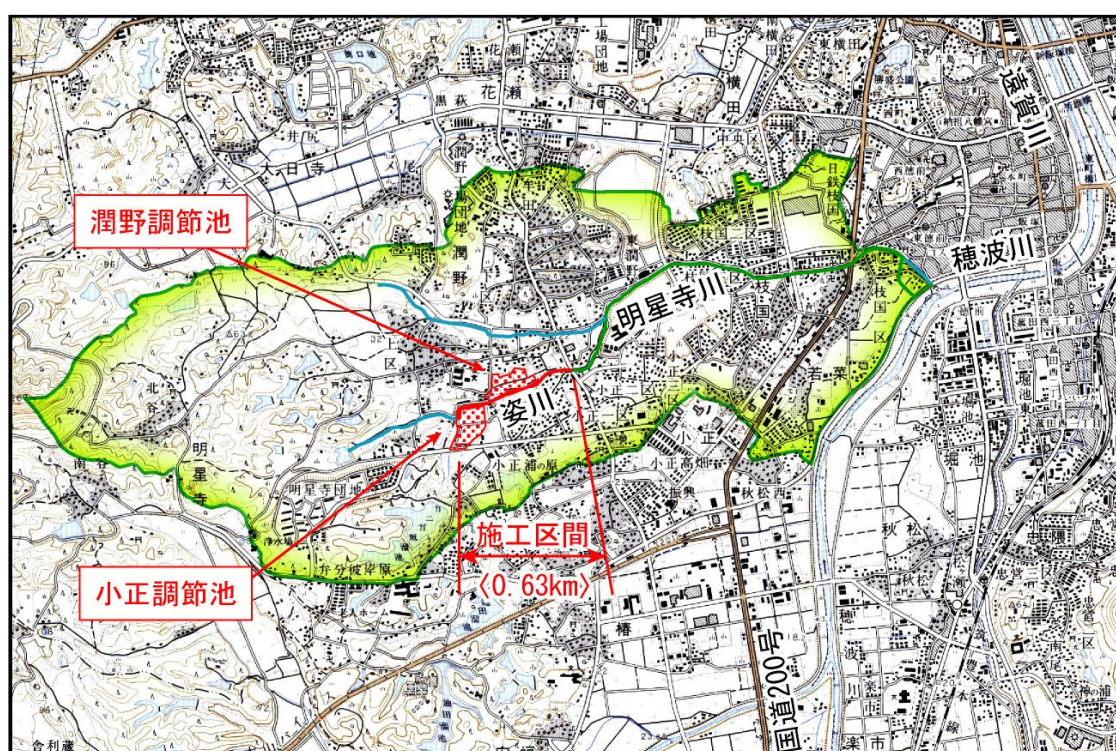
明星寺川・姿川の改修方針は、下流沿川が宅地化されているため、河道の拡幅掘削方式ではなく、洪水のピーク流量を低下させる流出抑制対策を採用します。

流出抑制対策は、姿川調節池（ $W=1/20$ ）により下流市街地の河道水位の低減を図ります。また、調節池へ洪水の流入・排水を効率的に行うために姿川の河道改修を行います。



姿川

調節池計画平面図



(2) 碓川

碓川の改修状況は、穂波川合流点から背水区間の藤ノ木井堰まで河道の改修整備が終っており、その上流に河積不足区間が点在しています。

碓川の改修方針は、背後地に氾濫域が広がる藤ノ木井堰～鳶ヶ浦橋区間を対象とし、極力家屋の移転が伴わない現況堤防を利用した河道改修を実施します。

河道改修は、河道の水位を下げる河道拡幅、断面障害となっている道路橋の架替えを行います。

また、河道改修を行う際には、現在の生物の生息・生育状況の調査結果をもとに、より豊かな生息・生育環境形成につながるよう学識経験者に意見をうかがい、みお筋や水際線の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。

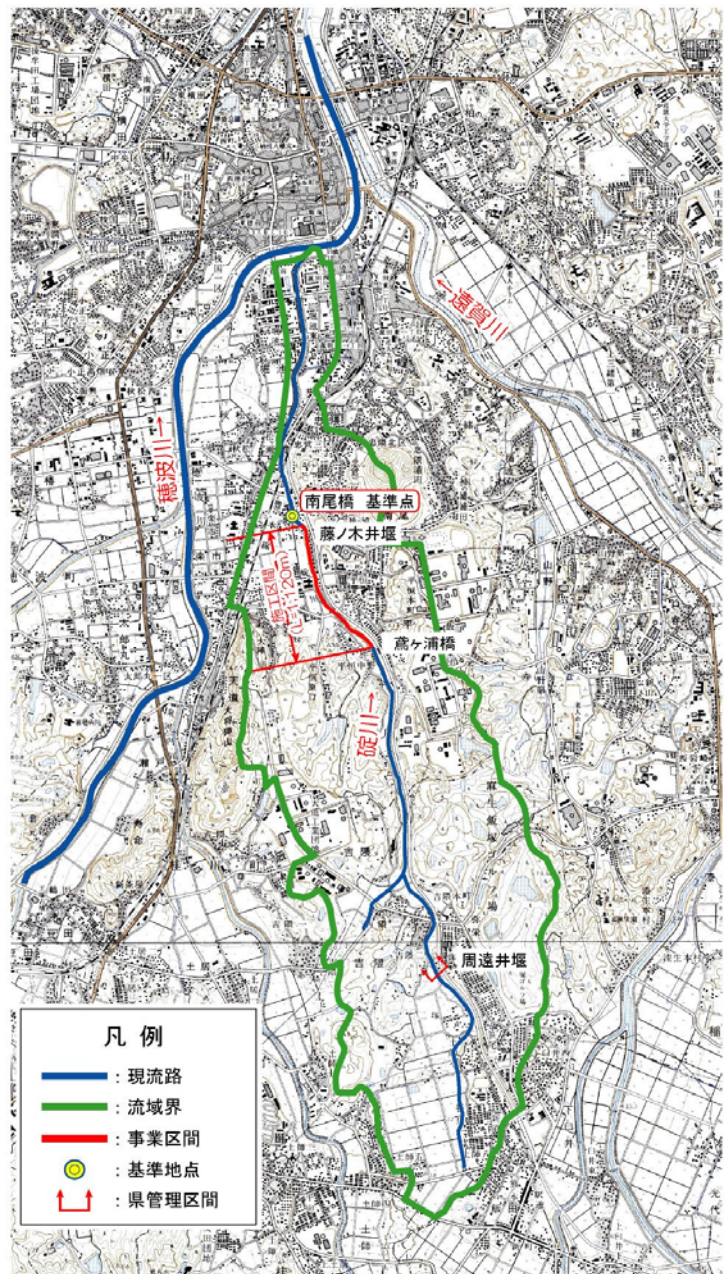
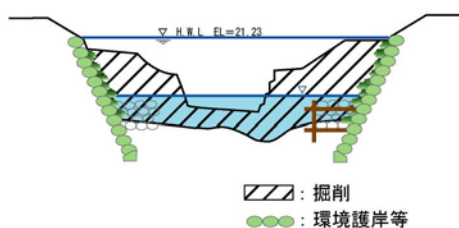
計画平面図

碓川事業区間(未改修)



代表横断図(施工例)

鳶ヶ浦橋下流



4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努めます。

2. 河川維持の種類

(1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、施設の機能及び質的低下を防ぐため機器の更新及び補修を必要に応じて行います。

また、治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。さらに、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

(2) 堆積した土砂等の管理

河道内の堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながらしゅんせつ等の維持管理に努めます。

(3) 河川の巡視

河川利用を妨げる不法投棄、不法占用等を防止するため、関係機関と連携して河川巡視の強化を図ります。

また、災害による被害が予想される場合や出水後は重点的な巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めます。

(4) 水質の管理等

定期的に水質の把握を行い、関係機関と連携をして、水質保全についての啓発活動等を行っていきます。さらに、水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。

3. 施行の場所

河川の維持管理は、河川整備計画の対象区間で行います。

4-3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、河川美化、愛護のための組織づくりを促進するとともに、河川に関する広報活動を強化し、地域住民の方の治水、利水、環境に関する意識の向上に努めます。

2. 環境に配慮した連携の重視

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活排水など、多様な生物を育む良質な河川環境の創出にとって不利益となる要因は種々あります。上流圏域では、住民団体による自発的な清掃活動が定期的に行われており、子供連れでの参加も多数見られます。このような河川愛護活動の普及活動が、次世代にも永続的に行われるよう、地域団体、地域住民との連携を深め、環境教育・環境学習の場として活用を図るとともに、環境保全活動などの促進支援に努めます。

3. 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そこで、河川の利活用、河川環境に関する地域住民の意見を集約し、学識者等の考えを参考にしながら地域と連携した河川整備の実施に努めます。

4. 河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決に当たるためには、河川について広く理解を得てもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのために、パンフレットの配布、イベントの開催、インターネットホームページなど様々な情報伝達手段により、情報の公開・提供等に努めます。

5. 防災意識の向上

洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備に加えて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行するための広報・支援を行う必要があります。

このため関係機関と協力して平時から、警戒・避難に係わる「福岡県土木総合防災情報システム」による河川に関する情報の提供を行うとともに、市町単位の洪水ハザードマップ作成支援に向けて浸水想定区域図の作成などを行い、地域住民の防災意識の啓発・高揚に努めます。

6. 危機管理における連携強化

洪水や水質等による被害の発生時には、正確な情報を収集し、迅速に地域住民に提供する事で、被害を軽減することが極めて重要です。

このため、関係機関とも連携して総合防災情報システムにより流域内の雨量や河川水位等の河川情報の集約を行い、水防警報を発令する等、河川沿川の住民に対してリアルタイムでの情報の提供に努めます。

また、水質事故等については、河川巡視の実施や住民および関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努めることとします。